

じゃがれたー

No.14

（じゃがれたーは、日本成年後見法学会（Japan Adult Guardianship Law Association）
＝略称 JAGA）が編集・発行するニュースレターです。

発行日 平成22年 3月31日
発行 日本成年後見法学会
発行人 理事長 新井 誠
編集 広報委員会
[委員長] 長谷川秀夫
[副委員長] 高橋 弘
[委員] 大下 信
香川 美里
北村裕美子
澤口 秀則
高橋 圭司
平岡 祐二

巻頭言

地域における権利擁護支援の推進と成年後見

特定非営利活動法人 PAS ネット 理事長（全国権利擁護支援ネットワーク事務局） 上田 晴男

PAS ネット（PASとは、Protection & Advocacy Support の略）は、兵庫県西宮市を拠点に地域での権利擁護支援活動を行いながら、地域における権利擁護支援システムの構築をめざしている NPO 法人である。昨今、全国各地でこうした活動が広がっており、さまざまな形で地域の権利擁護支援の推進に取り組みがなされている。

PAS ネットでは、2008（平成20）年度より独立行政法人福祉医療機構の助成を受けて、地域における権利擁護活動を行う団体（社会福祉協議会や NPO 法人等）をつなぐ組織作りに取り組み、2009（平成21）年 9 月に「全国権利擁護支援ネットワーク」（代表：佐藤彰一法政大学法科大学院教授）が設立された。

さて、新しい成年後見制度が始まって10年になるようとしている。この間、福祉サービスの契約利用が定着し、高齢者虐待防止法の施行等、権利擁護に関する支援ニーズが飛躍的に高まってきた。その中で、成年後見制度は権利擁護の支援ツールの 1 つとして、あらためてその役割を見直す状況が現れてきている。

1 つは、利用目的の「社会化」とでも呼ぶべき状況の変化だ。現在でも「申立ての動機」は「財産管理処分」および「遺産分割協議」を合わせて 69% となっている（最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」平成20年 1 月～12 月

一）。しかし、「身上監護」も年々増加しており 18.3% になっている。その内容も、私たちがかわるものでは高齢者虐待や自立生活支援（知的や精神の障害のある方たちの地域生活移行等）への対応が多くなっている。

2 つには、制度利用者に生活保護受給者を含めた低所得者が増加していることがあげられる。このことは、申立手続を含む利用支援ニーズや第三者後見人の確保ニーズの増大にもつながっていると考えられる。

これらの状況は、成年後見制度が、個々人の財産管理や契約を中心とした権利関係の整理という私財法的側面から、個人の社会的権利主体の擁護・確立という社会保障的側面に大きく比重が移ってきたことを示すものではないかと考えられる。

背景には、権利擁護に関する社会的支援を法的・制度的に更に整備する必要性が利用者に高まってきたということである。

「全国権利擁護支援ネットワーク」は、こうした状況を踏まえて、地域の権利擁護支援の推進を図る中で、成年後見制度が権利擁護の公的支援の一つとして確立し、システム化することを目指して取り組んでいる。

国際シンポジウム

英国成年後見法の動向からみるわが国への課題

2009年11月13日(金)午後5時から7時30分まで、四ツ谷の日司連ホールにおいて国際シンポジウム「英国・成年後見法の動向からみるわが国への課題」が開催された。

第1部は英国保護裁判所統括判事デズィル・ラッシュ氏による講演、第2部は筑波大学法科大学院教授の新井誠氏とラッシュ氏によるディスカッション、その後活発な質疑応答が行われた。

第1部では、ラッシュ氏より、英国(イングランドおよびウェールズ)において、2007年に施行されたMental Capacity Act 2005(2005年意思能力法。以下、「意思能力法」という)について網羅的な講義がなされた。

◇意思能力法の特徴

英国では、わが国とは異なり任意後見が主流であるが、意思能力法では、任意後見にあたる「永続的代理権」と、法定後見とが同じ法律の中で定められたことが画期的な点とされている。意思能力法には、一定の治療を事前に拒否する意思決定をしておくことについても規定されている。

◇基本5原則

意思能力法は第1条において基本理念となる5つの原則を明文で規定している。その1つを紹介すると、本人に代わって意思決定を行う際には「本人の最善の利益」(ベスト・インタレスト)を実現しなければならないという原則がある(意思能力法1条5項)。

◇「行動指針」

意思能力法の革新的な点は、実務に携わる人々に理解されることを目的として、実際的な手引となる「行動指針」の作成を定めたことである。行動指針には、本人がある事項について意思決定できるかどうかを判定する際の指針のほか、後見人のみならず、介護や治療に携わる者が遵守すべき

指針が平易な表現でまとめられている。具体的な事例を豊富に含み、意思能力法が毎日の生活の中でどのように機能するかを理解できるようになっている。

たとえば、本人の意思決定を支援するために配慮すべき点が複数示されているが、その1つは本人をリラックスさせることとされている。具体的には、場所と時間の両方について十分な配慮をすることが必要としながら、時間については次のように示されている。

「1日のうちで本人の頭が最も冴えている時間帯を選ぶことを心がけて下さい。午前中がよい人もいれば午後や夕方がより生き生きとしている人もいます。意思決定をさせる前にいろいろな時間帯で何度も試してみることが必要かもしれません」(行動指針第3章14項より抜粋)。

◇おわりに

意思能力法は意思決定にサポートが必要な人であっても、可能な限り自分自身で意思決定を行える枠組みを提供することにより、判断力の低下した人を保護しようとする。本人の最善の利益は、ほかでもない本人によってしか決められないということが本質的な理念である。たとえ後見が開始していても、その人の生活全てにおいて意思決定ができなくなったわけではないから、可能な限りの工夫をして、本人が意思決定に参加できるように試みる努力が求められている。

目指すところは「本人のため」のベスト・インタレストというよりも、「本人による」ベスト・インタレストの実現というほうが正確かもしれない。文化や歴史的背景の違いこそあれ、英国の行動指針は難しい現場で悩む私たちに具体的なヒントを提供してくれている。

(司法書士 平野 なおみ)

判例研究

判例研究委員会

■後見開始審判申立て後の取下げは認められるか（東京高等裁判所平成16年3月30日決定・判例時報1861号43頁・金融商事判例1196号26頁）

〔事案の概要〕

本人は、統合失調症のため精神科への入退院を繰り返し、現在精神科に入院している。本人の亡夫の弟である申立人は、平成15年5月14日、本人が亡夫から相続した土地建物等の財産について適切な管理ができないことなどを理由として、原審裁判所に後見開始審判の申立てをした。この際、申立人は、成年後見人候補者として、妻の弟をあげた。鑑定によれば、本人は、統合失調症の慢性期にあり、その程度は比較的重度であり、自己の財産を自ら管理・処分することができず、回復の可能性はほとんどないとされた。ところが、申立人は同年10月29日、原審裁判所に本件の申立てを取り下げる旨を申し立てた。原審裁判所は、本人は要保護状態にあり、成年後見人を選任する必要性が認められるとして、取下げの効力を認めず、同年12月1日、本人について後見を開始するとともに、成年後見人として第三者である弁護士を選任する旨の審判をした。この審判を不服として、申立人は審判取消しの即時抗告を東京高等裁判所にした。

〔決定要旨〕

抗告が認められ、原審判は取り消された。これにより本件は、平成15年10月29日、抗告人が申立てを取り下げたことにより終了した。抗告を認めた理由は3点である。①家庭裁判所が職権により後見審判ができるようにすべきである旨の意見が検討されながら、これを採用せず、申立主義とした現行制度の立法過程に照らし、取下げは認められるべきである、②取下げの時期や理由、動機のいかんによって個々の事件ごとに取下げを認める場合と認めない場合とを区別する解釈は、現実には、裁判所にとって区別の判断が困難である、③保護の必要があると認められる本人については、検察官による申立てを活用するなど現行法の運用により対応が可能である。

〔解説〕

禁治産制度下では当初、宣告申立て後の取下げの可否について、公益的観点から取下げ不可説に立つ判断がなされたが（名古屋家裁昭和36年8月1日審判）、その後東京高裁昭和56年12月3日決定および東京高裁昭和57年11月30日決定以降、実務上も取下げを認める扱いが定着し、学説もこれを支持した。新成年後見制度下では、取下げ率約7%の統計がある（平成20年度司法統計年報）。現在の問題は取下げ容認義務説と、裁判所の裁量で審判ができるとする考えとの対立である。本決定は義務説に立つものであり、本人が要保護の状況下にあるときいかに救済をするかが問題として残る。検察官申立てまたは市町村長による申立てに期待することになるが、いまのところ双方とも実効性は高くはない。本人保護の必要性が推測される場合、家庭裁判所に、申立てが取り下げられても審判を下す幅広い裁量権を認めるべきであると筆者は考える。

（平成国際大学教授 中村 昌美）

●私と成年後見●

成年後見活動からみえてきたこと

◇きっかけ

私はこれまで施設や在宅の介護職やソーシャルワーカー、社会福祉士養成校の教員等の仕事をしてきた。今から6年前、末期ガンで入院した高齢の父の「家に帰りたい」という願いを叶えたくて、職場を退職し、自宅で看取り介護を行った。この介護の日々は、終末期介護のあり方を、父が身をもって教えてくれた日々であったと感じている。

その後、社会福祉士事務所を開業し、フィールドを地域に移した私は、何らかの障害を抱えて自分の意思表示が困難な方の代弁者となるべく、成年後見人としての活動を始めた。その中から、今は亡き3人の方を紹介し、成年後見活動からみえてきたことを述べてみたい。

◇親族関係の潤滑油、接着剤

傷害事件を起こし措置入院中の精神障害者Aさん。市町村長申立てにより私が後見人となり、あわせて保護者として、主治医に治療状況を確認しながら進めた。病識がないAさんは「入院を強制され、薬漬けにされている。退院させてくれ」と訴えていた。その想いを受けとめながら定期訪問を継続するうち、信頼関係ができたと感じたときがあったが、嬉しい瞬間であった。さらに、Aさんの心の安寧を願って、これまでかわりを強く拒否していた親族とも、意図して本人の近況を伝えていった中で、面会が実現した。しかし、そんな穏やかな日もつかの間、Aさんは心疾患で突然亡くなってしまった。葬儀等は音信の途絶えていた親族が行い、親族のお墓に埋葬してくれた。かわりを拒否している親族でも、第三者後見人が潤滑油・接着剤としての機能を果たし続けることで、関係性が回復する可能性があることを感じた。

◇家族へのフォローの大切さ

認知症のBさんは多額の訪問販売被害にあい、行政の支援で疎遠な親族が成年後見人の申立てを行った。私が後見人として最初にしたことは、玄関先に「連絡は後見人へ」との掲示をしたことだった。それは水戸黄門の印籠のごとく効果があり、その後、訪問販売員の訪問はなくなった。

ある日、高齢のBさんは体調を崩し入院となった。その間、同居していた精神障害の息子には行政の障害担当の方や日常生活自立支援事業担当職員がかかわっていたものの、自殺により亡くなった。この出来事から、家族支援は後見人の本来の役割とはいえないが、本人の入院・入所等で独居となった家族へのフォローの大切さを、悔いをもって学んだ。

◇人生の締めくくり方

幼児期に養子に出された高齢者Cさんは、養父母がすでに亡く、独居生活を送っていた。外出先で脳梗塞を発症し認知症となったことから、後見人がつき、特別養護老人ホームへ入居した。施設では新聞を購読し経済欄をみるのを日課として過ごしていたが、脳梗塞の再発により亡くなった。結婚歴がなく、定年まで勤め上げたCさんの多額の財産は、Cさんの本意がわからないままこれまで交流のなかった親族へ引き渡した。このことから、人生の最後はいつどのようにして訪れるか予測はできず、任意後見契約や遺言書作成等の準備を元気なうちに行い、自分の人生の締めくくり方を考えておくことの重要性を実感した。

後見人としての活動を通して、他人の財産と生活を預かる後見人の責任の重さを感じるとともに、人生の生き方・死に方を学ぶ日々でもある。

(社会福祉士 佐々 美弥子)

制度を知る！

障害者権利条約の批准とわが国の課題

2006年12月13日、ニューヨークの国連本部において障害者権利条約が採択され、2008年5月3日に発効された。2010年2月現在、144カ国が署名し、78カ国が批准している。条約は全部で50条からなるが、障害者（認知症高齢者等を含む）に新しい特別な権利を認めているわけではない。障害がない人に認められている権利を、等しく障害者にも保障することを求めているのである。

日本で注目されているのが、24条「教育」、27条「労働及び雇用」などである。特別支援学校や作業所など、地域から障害がある人を排除する枠組みを改めることが求められている。「共に学び、働き、暮らす」ためには、車いすで移動可能な環境を整える、手話通訳を付けるなど、必要な支援が保障されなければならない。このように、障害のある人が障害のない人と同等に、日常生活、社会生活を送るためのサービス、システム、条件整備などが、「合理的配慮（reasonable accommodation）」であり、条約のキーワードとなっている。

成年後見制度との関係では、12条「法律の前における平等な承認」が課題となっている（12条関連については、沖倉智美「障害者の権利に関する条約と日本の成年後見制度」実践成年後見32号に詳しく紹介されている）。この第2項に、「締約国は、障害のある人が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める」とある。法的能力を権利能力と行為能力とに分け、権利能力は全ての人があるが、行為能力については「本人の保護」のために制限されることもある、とするわが国の成年後見制度に疑問が呈されている。さらに第3項では、「障害のある人がその法的能力の行使に当たり必要とする支援にアクセスすることができる」ことを求めている。つまり、後見人等による単なる

「代理・代行」ではなく、本人が可能な限り、自ら判断できるようにするための支援、これを合理的配慮として求めているのである。

こうした視点から、条約策定過程でも議論された、「支援付き意思決定（Supported decision-making）」があらためて注目されている。これは、支援を求めるか否かも含めて、決定の主体はあくまでも障害者本人である、との視点に立つ。成年後見制度の理念として掲げられた、「自己決定の尊重」をいかに実践するかが問われている、ともいえよう。筆者は、本年2月上旬にベルリンを訪れ、10月に開かれる2010年成年後見法世界会議での「横浜宣言（仮）」について検討する場に臨席する機会を得た。各国の参加予定者が、12条との関連で「支援付き意思決定」について、熱く、真剣に議論している様子を目のあたりにした。

国際的な視野から、検討を進めている真っ最中なのである。ぜひ、世界会議で大きな成果が上がることを期待したい。

障害者権利条約は、20世紀の女性・子どもなどの人権条約より、格段に進歩したといわれる。論議の過程で障害者団体が、「Nothing about us without us（私たちが抜きにして、私たちのことを決めないで）」を合言葉に大きな力を発揮したからである。民主党政権下で、条約の批准と障害関連の法制度の大きな転換をめざし、今年1月に、「障がい者制度改革推進会議」がスタートした。障害当事者が中心となり、条約の理念を実現すべく精力的な検討を進めている。その理念とは、インクルージョン、誰もが地域に包み込まれ、生き生きと暮らす社会の実現である。今、障害の分野を起点に、21世紀の新たな社会の構築がめざされているのである。

（東洋英和女学院大学教授 石渡 和実）

制度を知る！

日本弁護士連合会「任意後見改善提言」

任意後見制度は、自己決定の尊重等から極めて重要な制度であるが、制度発足後も市民の理解が進まないなど理由からなかなか利用件数が増えない反面、制度の悪用による被害の例も多く報道されている。

そこで、日本弁護士連合会では、高齢者・障害者の権利に関する委員会を担当委員会として、任意後見制度に関する検討を行った。制度利用を促進する為の法律上・運用上の改善と、悪用を防止するための改善という、相矛盾する要請に応えるという困難もあったが、2008年8月に改善提言(中間まとめ)として発表し、関係各所に配布、ホームページにも掲載し、広く意見を求めた。その後、法務省、最高裁判所事務総局家庭局、日本公証人連合会等との意見交換を行い、これらの意見を集約して2009年7月に「任意後見制度に関する改善提言」をまとめ、発表した。提案理由も含めた全文を、日弁連ホームページにも掲載しているので見ていただきたいが、提言の趣旨は、次の8項目である。

【弊害防止のための改善策】

- ① 任意後見契約締結における公証人の審査権限の強化 任意後見契約法を改正し、本人の判断能力が疑わしいときの公証人の任意後見契約公正証書の作成拒絶権と、代理人による任意後見契約の締結を認めない旨を明記すべきとした。
- ② いわゆる移行型の場合における任意代理人の不正行為防止 任意後見受任者に対する本人見守り義務と任意後見監督人選任申立ての義務化、重要行為の本人の個別承認権を明記する、という立法提言に加え、現行法下でもそのような移行型契約とするよう当事者を指導すべきこと、任意後見契約が締結されて

いる場合でも、不正懈怠がある場合に、市町村長による法定後見申立てが積極的に行われるべき、という運用提言をしている。

【制度を利用しやすくするための提言】

- ③ 同意権・取消権の付与 任意後見人に、本人の法律行為についての同意権・取消権を裁判所が付与できるように法改正すべきである、との改正提言をした。
- ④ 任意後見人の報酬額の変更 任意後見監督人の請求により、裁判所が任意後見人の報酬額を変更することができるとの規定を任意後見契約法の中に設けるべき、とした。
- ⑤ 予備的受任者制度 予備的な任意後見受任者を定める任意後見契約が締結できるように、任意後見契約法および後見登記法を改正すべきである、とした。
- ⑥ 任意後見監督人であった者の法定後見人申立権の創設 任意後見人死亡の場合に、任意後見監督人に法定後見申立権を認めるべき、とした。
- ⑦ 任意後見監督人選任の場合の保全処分について 任意後見監督人選任申立ての際の審判前の保全処分の創設を提言した。
- ⑧ 契約書の平易化 任意後見契約書の文言は、高齢者や障がい者にも理解しやすい平易な文言にすべきである、という運用提言をした。

以上のとおり、制度発足から10年を経過した実務経験を踏まえ、より充実した制度に向けての提言となっている。この提言で、任意後見制度の課題を全て解決できるものではないが、この提言をきっかけに、社会的弱者である利用者に対し、より福祉をもたらす制度にするため、議論が高まることを願う次第である。(弁護士 澤口 秀則)

■委員会報告■——制度改正研究委員会

平成21年度は、以下の項目について検討するとともに、世界会議に向けて、成年後見に関する用語の英語表記につき標準化を試みる作業に着手した。

1 鑑定の省略と本人の権利保障

判断能力鑑定の実施割合は2008年には27.3%となり、原則と例外が逆転した。しかも、本人面接も行わない例が増えている。鑑定が本人の権利保障の役割を果たすことを考慮すれば、省略をするにしても本人面接は不可欠とすべきではないか。

2 精神保健福祉法、医療観察法における後見人等の過大な義務を解消すること

3 日常生活自立支援事業と成年後見

高齢者や障がい者に、迅速にまた適切な支援を及ぼすには、両制度を相互に補完させて活用することが必要であり、その相互補完のあり方を検討すべきである。

4 任意後見制度の改善、改正点

任意後見制度の問題点を、①任意後見人死亡後の任意後見監督人の申立権、②任意後見優先原則の見直し、③委任事項が法律行為に限定されていることの問題点、④事情の変更により不当になった契約の修正、⑤移行型の問題点とその対策、⑥濫用の防止等に整理し、各課題の検討を開始したところである。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは16名である。昨年度に引き続いて、今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行うとともに、研究報告を本学会雑誌等に掲載した。今年度の活動内容は次のとおりである（①は報告者、②は報告裁判例、③は報告要旨、④は報告者による研究報告の掲載雑誌を示す）。

- ・第15回（平成21年4月18日） ①上山泰委員、②東京地判平成18年7月28日・家庭裁判月報59巻4号111頁、③保佐開始の必要性の有無、④成年後見法研究6号、実践成年後見31号
- ・第16回（平成21年7月18日） ①清水恵介委員、②東京高判平13年2月21日・判例集未掲載（実践成年後見32号118頁参照）、③意思無能力者を利用した使用者による本人の相続、④実践成年後見32号
- ・第17回（平成21年11月21日） ①星野茂委員、②大阪高決平成20年10月24日・家庭裁判月報61巻6号99頁、③成年後見人を特別縁故者とする財産分与の可否
- ・第18回（平成22年3月27日） ①中村昌美委員、②大阪家審平成14年5月8日・家庭裁判月報55巻1号106頁、東京家審平成14年5月14日・家庭裁判月報55巻1号108頁、③市町村長申立ておよび費用負担

最後に、本委員会の活動の1つとして裁判例の収集がある。じゃがれた一読者の方には、今後とも、成年後見法分野に係る裁判例の収集についてご協力を心からお願いする。

(判例研究委員会委員長 村田 彰)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

社団法人日本損害保険協会から、2004年度より3年間にわたる研究委託を受け、交通事故などによる脳損傷が原因で、記憶障害や注意障害などの高次脳機能障害を有する人々に対する支援のあり方を検討してきた。事故後の保険金受領の適正化などに着目し、成年後見制度を活用してどのような支援ができるかについて研究を続け、2冊の報告書を出した。

2007年度からは新たな学会の研究委員会として位置づけられ、「親なき後」を成年後見制度を用いて支援するシステムなどについて検討を重ねた。この間、国レベルではモデル事業などが実施され、「高次脳機能障害診断基準」が出され、障害についての理解も進み、医療や福祉サービスのあり方が論議されてきた。しかし、現在の法体系では、明確に「障害者」と位置づけられておらず、さまざまな困難を抱えていることには変わりはない。

2009年度から2年間、あらためて日本損害保険協会から助成を受け、ヒアリングとアンケート調査を実施した。ヒアリングは、東京、千葉、奈良、名古屋の4地域で実施し、事故後の本人・家族を取り巻く厳しい状況が明らかになり、一方で、支援ネットワーク構築に向けた地域の試みなども紹介された。アンケート結果でも、医療・福祉・教育・労働など、どの分野にも課題が多いことが切実な訴えとしてあがっている。また、交通事故に起因する人を対象とする「大綱」や、「高次脳機能障害者支援法案」の法作成なども試み、法制度に基づく、確実な支援システムを確立させたいと考えている。

報告書は3月に完成予定である。5月の学術会議、10月の国際会議に向けて、研究を進めたいと考えており、多くの会員が、分科会での議論に参加してくださることを願っている。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 石渡 和実)

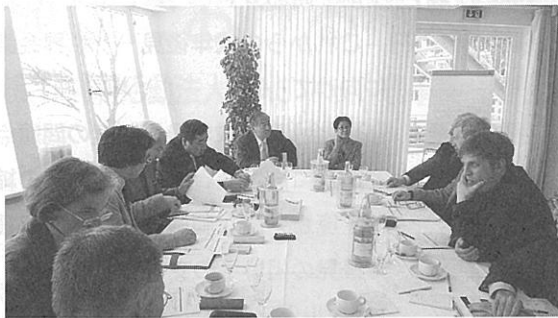
■委員会報告■——市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会

平成21年度厚生労働省補助事業として実施された、「市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会」では、7名の委員からなる調査WGを組織し、全国15カ所の基礎自治体および当該自治体において活動中の公的性格の強い後見支援組織11団体を対象に、現地訪問によるヒアリング調査を行った。調査対象の選定にあたっては、当該地域における成年後見の普及度合いと、後見支援組織の有無との関連性を分析するために、北海道・東北、関東、中部、関西、九州の各地区から、それぞれ複数（後見支援組織のある自治体とない自治体）を選択した。調査の主目的は、将来における日本型公的後見制度の確立を視野に入れ、まずは、成年後見制度の運用における基礎自治体と後見支援組織の役割を分析して、これを明確化すること、ついで、これら自治体や支援組織、家庭裁判所等を含めた地域社会における権利擁護システムとしての成年後見ネットワークを再構築すること、さらに終局的には、これら調査結果と分析結果とを踏まえて、具体性ある提言をまとめることにおかれた。この目的を実現すべく、研究会では、調査結果の分析等を行うために、5回の委員会（うち1回は委員以外の理事等を含む全体委員会）を開催し、委員間で提言作成に向けた討議を行った。その結果、「市町村長申立ての積極活用」、「介護保険制度における成年後見制度利用支援事業の必須事業化」、「後見報酬算定基準の明確化・透明化」等、7つの提言案がまとめられ、現在は、研究会の最終成果として、これら提言を含めた報告書作成に取り組んでいる。

(市町村における成年後見制度の利用と支援基盤整備のための調査研究会委員（調査責任者） 上山 泰)

■委員会報告■——世界会議実行委員会

2010年成年後見法世界会議は、来る10月1日(金)～10月4日(月)、国際会議場として名高いパシフィコ横浜で開催される。後見法分野にあって、アジアの国々も参加する国際会議としては世界初のものとなるため、あえて世界会議と名づけられたものである。2009年度は、世界会議開催に向けた組織づくりを積極的に推進する一方で、2009年4月9日には、ソウルにおいて大韓民国法務部(法務省)、ソウル家庭法院、大韓弁護士協会、大韓法務士協会等との間で意見交換を行い会議への参加を呼びかけた。その結果、会議当日には多くの参加者が来日する予定となり、意見交換の様子は新聞報道されるなど大きな成果を得ることができた。また、2010年2月8日には、ベルリンにおいて、各国の担当者らが



横浜宣言起草準備会の様子
(2010年2月8日ベルリンにて)

集まり、世界会議最終日に、成年後見制度のあるべき姿を示す「横浜宣言(仮)」の起草準備会が開催され、同宣言の草案の骨子がほぼ完成するところとなっている。会議の概要は成年後見法世界会議専用のウェブサイト <<http://www.wcag2010.org/>>で確認することができる。すでに登録の受付も開始され、2010年7月までの登録分については、早期割引の適用を受けることができるので早めの登録をお勧めしたい。

(世界会議実行委員会事務局長 高橋 弘)

◆2010年成年後見法世界会議 会員・会友寄付者一覧(五十音順、敬称略)

2010年成年後見法世界会議の開催に向け、会員・会友の皆様にご寄付をお願いしておりますが、前号、前々号で寄付者一覧を掲載した後もご寄付をいただいております。ここに厚く御礼申し上げます。ご寄付については引き続き受け付けておりますので、資料が必要な方は事務局までご連絡ください。

(世界会議実行委員長 大貫 正男)

青木 和子	上村 幸雄	佐藤 勝	西川 浩之	山名 康子
五十嵐 誠家	河野 聡	渋瀬 清治	長谷川 秀夫	横江 孚彦
伊藤 佳江	川村 雅美	島津 直枝	平野 真由美	横原 温幸
井上 直樹	菅野 協子	清水 誠	星田 寛	渡邊 直子
今田 真樹	木内 是壽	杉本 行廣	星野 美子	吉田 博
岩井 英典	北野 俊光	杉山 春雄	細川 瑞子	
上中 三二	木村 仁	鈴木 清	堀内 寿美	※2009年8月1日～
宇田川 濱江	木村 守男	千嶋 達夫	町谷 雄次	2010年2月15日。
海老原 利昭	熊倉 勝	高橋 幸男	松浦 光明	氏名掲載について
大久保 淳子	小瀬 幸雄	立川 成一	松下 勝司	「可」とご連絡をい
大城 節子	後藤 武	寺町 東子	水澤 正明	ただいた方のみ。
大野 敏広	後藤 安子	出羽 文明	望月 真由美	
岡田 雅孝	齋藤 登	富永 忠祐	安田 仁	
小川 政博	坂井 靖	永井 久美子	安田 雅朗	
金子 昭代	酒井 量三	中村 文彦	山崎 絵里子	

◆第7回学術大会へ向けて◆

大会・企画委員長 小賀野 晶一

本年の学術大会は法政大学において、次のとおりの要領で開催いたします。昨年引き続き、午前には分科会、午後には全体会を行います。分科会においては、①現行成年後見制度の問題点と改正に向けた課題、②能力制限の縮減・廃止、③高次脳機能障害への支援、④後見の担い手の支援、の4つのテーマについて報告・討論を予定しています。全体会では、分科会報告の後、パネルディスカッションを行います。

本年10月に開催されます「2010成年後見法世界会議」に向けて、施行10年を迎えたわが国の成年後見制度の意義や課題を議論する場としたいと思います。



- 【日 程】 平成22年5月30日(日)
- 【場 所】 法政大学市ヶ谷キャンパス
- 【聴 講 料】 正会員
賛助会員(2名まで) } 無料
会友
一般 2000円
- 【開 場】 午前9時30分
- 【統一テーマ】 これからの成年後見——世界会議
に向けて
- 【概 要】 [分科会] 現行成年後見制度の問題点
と改正に向けた課題/能力制限の縮
減・廃止/高次脳機能障害への支援
/後見の担い手の支援
[パネルディスカッション]
- 【締 切】 平成22年4月30日(金)
- 【申込み】 事務局 FAX 03-5798-7239
E-mail j_jaga@nifty.com
※懇親会参加の有無もご明記ください。

日本成年後見法学会をご紹介します！

日本成年後見法学会では、成年後見制度発展のため、入会希望者を募集しております。お近くに成年後見制度に関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひ学会をご紹介します。

本学会には、正会員、賛助会員、会友の3種類の形で活動に参加していただくことができます。正会員は、成年後見制度に関する実践活動を行い、または法的問題について研究する個人となっており、成年後見制度を研究する学者や、成年後見実務を行う実務家等が該当します。賛助会員は、本学会の事業を賛助するため入会する個人または団体です。会友は、本学会の活動に参加することを希望し、もしくは情報を求める個人となっており、成年後見制度を利用する一般の方、およびその親族等が該当します。

入会申込書等の書類が必要な場合は、事務局までご連絡いただければお送りいたします。多くの方にご参加をいただき、よりよい成年後見制度へとつなげたいと思います。

【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿3-7-16
 (株)民事法研究会内
 TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278
 E-mail j_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ ネットで「成年後見」を検索すると業務上横領事件が目につく。第三者後見人として専門職だけでは数が足りない。後見人候補者養成、受任後の支援体制など、制度を支えるしくみづくりが問われている。(北村裕美子)